

# 「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の定義

## ①会社法上の会社等及び士業法人：ホワイト500・大規模法人部門については従業員数、中小規模法人部門については従業員数または資本金の額または出資の総額が下記基準に相当すれば当該部門にて申請可能

※中小企業基本法上の「会社」の定義に基づく

※「中小企業基本法上の業種」は日本標準産業分類によって分類される

※会社法上の会社：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

※士業法人：弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

| 中小企業基本法上の業種 | 【ホワイト500・大規模法人部門】 | 【中小規模法人部門】 ※従業員を1人以上使用していること |     |              |
|-------------|-------------------|------------------------------|-----|--------------|
|             | 従業員数              | 従業員数                         |     | 資本金の額又は出資の総額 |
| 卸売業         | 101人以上            | 1人以上100人以下                   | または | 1億円以下        |
| 小売業         | 51人以上             | 1人以上50人以下                    |     | 5,000万円以下    |
| サービス業       | 101人以上            | 1人以上100人以下                   |     | 5,000万円以下    |
| 製造業その他      | 301人以上            | 1人以上300人以下                   |     | 3億円以下        |

## ②上記①以外の法人：従業員数のみで区分（下表により区分）

※「中小企業基本法上の業種」は日本標準産業分類によって分類される

※健康経営優良法人の申請の多い代表的な法人については右下図の分類を参照

※なお、特段の理由（※）をもってあえて別部門に申請を行うことも可能とする（※中小企業への健康経営の普及のために、あえて自らも中小規模法人部門を選択する場合など）。ただし、「健康経営優良法人（大規模法人部門）通称ホワイト500」は、大規模法人部門の区分に該当する法人のみを対象とする。

| 中小企業基本法上の業種 | 【ホワイト500・大規模法人部門】 | 【中小規模法人部門】<br>※従業員を1人以上使用していること |
|-------------|-------------------|---------------------------------|
|             | 従業員数              | 従業員数                            |
| 卸売業         | 101人以上            | 1人以上100人以下                      |
| 小売業         | 51人以上             | 1人以上50人以下                       |
| サービス業       | 101人以上            | 1人以上100人以下                      |
| 製造業その他      | 301人以上            | 1人以上300人以下                      |

